

公募
します！

鳩山町における幼児・児童教育の今後のあり方に関する町民検討委員会委員

鳩山町では幼児・児童教育の今後のあり方に関し、抜本的な見直しを具体的に検討するため、「鳩山町における幼児・児童教育の今後のあり方に関する町民検討委員会」を設置しました。

このたび地域の皆様の幅広い意見を反映させるため、下記の通り委員を公募します。

■応募資格 次の(1)～(4)すべてに該当の方

- (1)本町に引き続き1年以上住所を有する方
- (2)令和3年6月1日現在において、満20歳以上の方
- (3)応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
- (4)原則として、審議会等の公募委員就任回数が、過去5回以上でない方

■募集人数 2人

■報酬等 会議参加1回につき2,000円(年5回程度会議を開催予定)

■任期 令和3年6月1日～令和4年3月31日

■応募方法 町教育委員会事務局(庁舎3階)・町立図書館に備えてある応募用紙に必要事項を明記し、5月7日(金)から20日(木)(必着)の期間に、前記のいずれかに提出してください(役場は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、図書館は月曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)。※郵送の場合は町教育委員会事務局あてにお願いします。

■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■公開抽選 5月25日(火)午前10時から、役場3階301会議室で行います。

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 教育委員会事務局 ☎296-1227



防犯カメラの稼働を開始しました

令和2年度に右記の3箇所に「防犯カメラ」を設置し4月から稼働しております。

撮影データの取り扱いなどプライバシーに十分配慮した運用を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。犯罪の防止と通学児童・生徒の安全確保を含む安心・安全なまちづくりを目指し、今後も計画的な設置を進めます。

■設置場所

- ・亀井小学校南交差点
- ・今宿交差点
- ・鳩山ニュータウン プチプラザ付近交差点

■問合せ 役場産業環境課 ☎296-5894

●防犯協会からのお願い

町内の高齢者宅に家族をかたる不審な電話がかかってくるなどの被害が多数発生しています。

特殊詐欺の手口は毎回変化しており、「お金を自宅に取りに行く」や「コンビニ、銀行等のATMの操作を依頼する」、請求ハガキ等が自宅に届く「架空請求詐欺」など、巧妙化しています。

これらを予防するためには、電話を留守番電話にして、相手の声を録音するようにすることや、家族や周りの人たちと話し合うなど、日頃からの注意が必要です。いつもと違う電話には1人で判断せず、家族や周りの人に相談しましょう。

●交通安全協会からのお願い

西入間交通安全協会と町は、他の関係機関や団体と協力し、悲惨な交通事故の撲滅を目指して啓発活動等を実施しています。これまでの啓発活動等が実を結び、本年5月には町内交通事故死亡事故ゼロ4,500日を迎えるようとしています。

しかし、県内では交通事故死亡事故が多発している危機的な状況となっています。特にスピードの出しすぎ、脇見運転などにより歩行者が巻き込まれる事故や高齢者の運転による事故が多くなっています。車や自転車運転する方はもちろん、歩行者自身も交通安全に注意するようにしましょう。



各種委員会等の委員を公募します

町では、各種政策に町民の皆さんのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

	①鳩山町介護保険運営委員会委員	②鳩山町総合福祉センターの施設管理運営町民検討委員会委員	③鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会委員
募集趣旨	「第8期鳩山町高齢者保健福祉総合計画」に定めた事業計画の進捗状況などの調査審議に、町民各層の幅広い意見を反映させるため、委員を公募します。 ※本委員には「地域包括支援センター運営協議会」「地域密着型サービス運営委員会」の委員も兼任していただきます。	町では、鳩山町総合福祉センターの施設管理運営について、町民や識見者等の意見を反映し検討するため、委員を公募します。	町では、令和3年3月に「第6期鳩山町障がい者福祉計画」を策定しました。この計画の効果的な推進を図るため、鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会の委員を公募します。
応募資格	次の要件にすべて該当する方 1. 本町に、引き続き1年以上住所を有する方 2. 令和3年4月1日現在において、満20歳以上の方 (①のみ、令和3年4月1日現在において、満40歳以上の方) 3. 応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方 4. 原則として、過去の審議会等への公募委員就任回数が5回以上でない方		
募集人数	40歳以上65歳未満：2人、65歳以上：2人、在宅介護者(経験者含む)：2人	2人	3人
報償費等	会議参加1回につき6,000円(年4回程度会議を開催)(報酬)	会議参加1回につき2,000円(年4回程度会議を開催)	会議参加1回につき2,000円(年2回程度会議を開催)
任期	令和3年7月1日から3年間	令和3年7月1日から令和4年度末	令和3年6月1日から3年間
応募方法	応募用紙に必要事項を記入の上、受付期間中に、各窓口への持参(土・日曜日、祝日を除く午後5時まで)・郵送のいずれかの方法で提出してください。		
応募用紙設置・提出場所	役場長寿福祉課(庁舎1階)・役場東出張所 ※郵送提出時は〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 長寿福祉課(電子申請可)		
応募期限	5月28日(金)(必着)		
委員の決定	1. 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。 2. 応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。 ※結果については、応募者全員にお知らせします。		
公開抽選日	5月31日(月)午前9時から 役場3階301会議室	5月31日(月)午前10時から 役場3階301会議室	5月31日(月)午前11時から 役場3階301会議室
問合せ	長寿福祉課 介護保険担当 TEL 296-1210	長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241	

無作為
抽出で公募
します

鳩山町公有財産利活用及び公の施設管理運営町民検討委員会委員

町では、公有財産の利活用や公の施設の管理運営について、町民の方の意見を反映するため、鳩山町公有財産利活用及び公の施設管理運営町民検討委員会の委員を無作為抽出により公募します。

無作為抽出型公募による公募は、これまで町政に参加する機会の少なかった町民の方からも、できるだけ広くご意見を伺い、町の施策に反映するため行うもの

です。対象となる方には、5月中旬にご案内の書類をお送りしますので、お手元に文書が届いた方は、ぜひご応募いただき、まちづくりにご協力をお願いします。

■任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日(年2回程度会議を開催。ただし審議案件により開催しない場合あり)

■募集人数 3人

■申込・問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212



令和3年4月1日付 町職員の人事

町では、次のとおり、町職員の人事異動を行いました。
※()内は前所属。管理職及び退職・新任者のみ掲載

【課長級】

◆総務課長：山田 幸一（町民健康課） ◆税務会計課長：戸口 浩二（まちづくり推進課） ◆町民健康課長：田嶋 正久（税務会計課）

【課長補佐級】

◆町民健康課課長補佐：清水 浩（町民健康課） ◆まちづくり推進課課長補佐：中島 征也（教育委員会事務局〔文化財〕）

【退職（再任用任期満了含む）】（令和3年3月31日付）

◆松本 一久（総務課） ◆石井 浩巳（総務課）

◆清水 文太郎（総務課） ◆佐藤 正和（総務課〔出張所〕） ◆石川 泉（長寿福祉課〔社会福祉協議会〕） ◆戸口 啓（産業環境課） ◆島村 里美（産業環境課） ◆木下 佳祐（まちづくり推進課） ◆小林 一彦（水道課） ◆小川 幸子（教育委員会事務局〔公民館〕）

【新任】

◆町民健康課：虎井 僚平
◆町民健康課〔保健センター〕：藤巻 夏希

■問合せ 役場総務課

☎ 296-1214



精一杯がんばります



男女共同参画社会の実現をめざして 女性の視点を活かしたまちづくりを

◆町審議会等への女性委員の登用目標は30%以上

町では、鳩山町男女共同参画計画に基づき、町の審議会や委員会等の委員への女性登用率を令和4年度までに30%以上となるよう、町の意思決定に男女が共に参画できる環境づくりを進めています。

令和2年4月1日現在において、法令または条例により設置されている審議会等の委員への女性登用率は、31.1%（総委員数344人のうち、女性が107人。県比率は38.7%）でした。男女が共に暮らしやすい社会をつくっていくためには、男性の意見と同様、女性の意見もとても大切です。今後も、女性の町政への参画を進め、登用率を向上させることを目指していきます。

◆町の審議会や委員会等では・・・

町の事務に係る審議や調査等において、関係団体や学識経験者、一般町民が参加することで、町民の意見を町政に反映しています。審議する内容は、福祉、教育、環境など町の政策全般にわたっています。

◆女性の意見を町政に活かしましょう

町の審議会等の委員の男女比は目標である30%を超えました。しかし埼玉県男女共同参画計画では、女性の登用目標を40%と定めています。女性の意見が町の施策に十分反映させるためには、今後も積極的に女性の登用を推進していかなければなりません。一般公募により選定される委員に積極的に応募するなど、あなたの経験や知識をまちづくりに活かしてみませんか？

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

町審議会等における女性登用に関する数値

項目	人数
男女数	男性 237 人 女性 107 人 計 344 人
審議会等総数	30
うち女性を含む審議会等の数	23



全国一斉情報伝達試験の実施に伴い 防災行政無線の試験放送を行います

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験の実施に伴い、下記の日程で、町の防災行政無線を用いた試験放送を行います。

■日時 5月19日、10月6日、令和4年2月16日（いずれも水曜日）午前11時頃

■内容 チャイムが鳴った後、「これは、Jアラート

のテストです」のアナウンスが3回流れます。その後、「こちらは、ぼうさいはとやまです」のアナウンスが流れた後、再びチャイムが鳴ります。
※内容は異なる場合もあります。また、気象・地震活動の状況等によっては、急きょ試験が中止となることもあります。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



健康長寿のまち「はとやま」 県内で一番安い「介護保険料」を設定

介護保険制度では、3年ごとに介護保険料を見直すこととされ、令和3年度が改定時期に当たります。令和2年度に介護保険事業計画の見直しを含む「第8期鳩山町介護保険事業計画」の策定を行い、広報はとやま4月号でお知らせしたとおり、令和3年度からの65歳以上の方の新たな介護保険料は県内で一番安くなりました。今月号では、介護保険料の改定の内容についてお知らせします。

■介護予防の推進

町では10年以上に渡り、官民で連携して一般介護予防事業に取り組んできました。その結果、要介護認定率（要介護認定者数を第一号被保険者数で割ったもの）は県内2位の10.9%（令和2年10月1日現在）と低く介護給付が抑えられたため、介護保険料の軽減に繋がっています。

■介護保険料の改定

平成30年度から令和2年度まで（第7期）の介護保険料の基準額の月額が4,000円でしたが、令和3年度から令和5年度まで（第8期）の介護保険料の基準額の月額は3,800円となります。

介護保険料の減額の要因は次のとおりとなっています。
①調整交付金（介護報酬改定に伴う第1号被保険者の保険料を軽減するために国から交付されるもの）の交付

②介護給付費準備基金（第1号被保険者の保険料を軽減するために町の準備基金から繰り入れるもの）の活用

③介護給付の大幅な伸びが抑えられていること

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1210



令和3年経済センサス活動調査にご協力ください

令和3年6月1日（火）を基準日として、令和3年経済センサス活動調査を実施します。

調査の結果は、各種行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として利活用されます。

■調査対象 全国のすべての事業所及び企業

■調査方法 5月末日までに、「調査員の訪問」または「国から郵送」により調査票を配布します。回答は、6月1日以降に「インターネット」または「郵送」でご回答ください。

■調査内容 「名称及び電話番号」「所在地」などの基礎項目、及び「資本金等の額」「売上（収入）金額」などの経理項目

■調査員訪問時における新型コロナウイルス感染症対策

調査員が訪問する際は、必ず「調査員証」や「従事者用腕章」を身に付けた上で、感染予防のためマスク等を着用し、手指消毒用アルコール等を携帯し、こまめな消毒を行いながら実施します。

■その他

・回答いただいた内容は、「統計法」という法律の規定により、適正に管理します。統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。

・「経済センサス活動調査」をよそおった不審な訪問者や電話・メールなどにご注意ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中

申請用サイトを使えば、必要事項を入力し、顔写真を送信するだけで、いつでも手軽に申請できます。また、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した写真も使えます。

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆5～6月 休日臨時開庁日

■日程 5月9日（日）・22日（土）

6月13日（日）・27日（日）

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課（庁舎1階）

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

る相談・手続きを行っています。

◆5～6月 休日臨時開庁日

■日程 5月9日（日）・22日（土）

6月13日（日）・27日（日）

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課（庁舎1階）

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

